

諫早市病児保育受託者募集 質問に対する回答

連番	質問事項	質問内容	回答
1	利用者が持参する、医療機関からの利用前診断書について	<ul style="list-style-type: none"> ・小児科医院以外が病児・病後児保育を運営しているケースにおいて他市は、病児・病後児保育実施施設にむけた「利用連絡書」等が活用されているようです。 ・諫早市で、小児科医院以外が病児・病後児保育を運営することになった場合に活用することになるであろう「利用連絡書」は、諫早市で統一した様式を活用されるのでしょうか。 ・それとも、各施設で提携医院とともに、作成するのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育事業の利用にあたっては、利用児童が連携先医療機関の診察を受け、入院の必要性がない旨の証明書(以下「利用連絡書」という。)を提出いただくことが必要となります。 ・また、利用児童の安全を確保し、一定の保育の質を担保する観点から、事業を行う上での必要な項目(例:診断名、投薬の要否、アレルギー情報、保育を行う上での留意事項等)について、連携先医療機関の医師からの記載が必要かと存じます。 ・この利用連絡書の様式については、医療機関以外の事業者が応募する場合に、連携する医療機関と協議の上、それぞれの施設の運営方針や連携体制に応じて、最も円滑に運用できる様式を定めていただくことを基本とします。そのため、市で統一した様式は定めない予定です。 ・なお、既存の病児保育2施設では、保護者が利用にあたり施設へ提出する「利用登録書」及び「利用申込書」については、利用者の利便性を考慮し、市で統一した様式を定めて運用しております。
2	募集要項「2応募資格(2)」について	<ul style="list-style-type: none"> ・「現に診療している医療機関(診療科目に小児科又は内科小児科を有していること)又はこれらの医療機関と連携して事業を実施できる事業者(認可保育所等の運営を行っている者)であること。」とあるが、保育所等が医療機関と連携する場合も連携先が小児科又は内科小児科である必要があるという認識で良いでしょうか。 ・その場合、連携先の医療機関の所在地については何か制限がありますか。例)車で30分以内など。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1点目についてはご認識のとおりです。病児保育事業の対象となる児童(おおむね4か月から小学生)の症状を的確に診察・診断いただくため、連携先の医療機関は、小児科または内科小児科を標榜している必要がございます。 ・2点目の連携先の所在地については、募集要項に特段の定めはありません。しかし、利用児童の体調急変時等に迅速かつ円滑な連携が求められることから、原則として市内の医療機関との連携を想定しております。募集要項「5 選定(2)選定基準」の項目②「実施場所の利便性及び立地条件」においても、連携医療機関との距離や所要時間等は、利用児童の安全確保の観点から評価の対象となりますので、ご注意ください。
3	土地取得について	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育事業の募集要項に応募段階(~2月13日)で、建設予定地の借地契約を行っています。 ・現在、事業を実施していない土地の為、借地契約を実施しています。 ・事業を開始する時点で、貸主とは事業用借地権を設定することに同意を得ています。 ・土地の借地契約で、応募が可能でしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・お問い合わせの状況であれば、応募は可能です。 ・土地の権利関係につきましては、応募時点で必ずしも本契約が締結されている必要はありません。ただし、事業の実施が確実に見込まれることを確認するため、事業者として選定された場合に、速やかに事業用地として使用権原を設定できることが、土地所有者との間の覚書や同意書等の書面により客観的に証明できる状態であることが必要です。

連番	質問事項	質問内容	回答
4	医療機関との連携に関する確認事項について	1. 市として、「医療機関と連携している」と判断する際に、どのような点を確認されているのか 2. 医療機関との連携を示すために、提出または提示が必要となる書類はありますか？ 3. 上記書類について、市として指定の様式がある場合はその様式の有無についてを知りたいです	1. 保育施設等が医療機関と連携していると判断する基準については、利用児童の体調が急変時等に確実に連携が機能することが重要と考えております。その担保として、両者間での協力内容や役割分担等を定めた協定書や覚書等の締結を想定しています。 2. 応募時点で、協定書等の提出は必須としておりません。まずは、応募書類の「様式4 企画提案書」に、連携予定の医療機関名や想定される連携内容等を具体的にご記載ください。ただし、選定委員会におけるヒアリングの際などに、連携の確実性を示す補足資料(例: 連携に向けた協議に関する覚書・同意書・誓約書等)の提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。 3. 市が指定する様式はございません。
5	子ども一人あたりの保育室等の必要面積について	病児保育事業において、子ども一人あたりに必要とされる保育室等の面積基準がございましたら、ご教示いただけますでしょうか？	・病児保育事業における保育室等の面積について、国が定める実施要綱等に専用の基準はありませんが、参考として児童福祉法に基づく「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)」によりますと、保育所における児童1人当たりの有効面積として、乳児室は1.65㎡以上、ほふく室は3.3㎡以上、保育室は1.98㎡以上となっております。 ・また、設備の要件として、感染症等の拡大を防ぎ、安静を確保するため、複数の保育室や調理室の設置が必要となりますので、応募書類で内容を確認いたします。
6	公募について	公募の段階ですでに決定している事項などあれば教えてください。 ・対象施設は医療機関に限られているのでしょうか。	・本公募に関する実施条件、応募資格、選定方法等のすべての事項は、公表している募集要項及び関係資料に記載している内容が全てであり、それ以外に決定している事項はございません。 ・なお、応募資格については、募集要項「2 応募資格」に記載のとおり、医療機関に限定しておりません。医療機関以外の事業者が応募される場合は、診療科目に小児科又は内科小児科を有する医療機関と連携して事業を実施していただくことが要件となります。
7	連携する医療機関について	病児保育事業実施要綱8留意事項(1)①市町村長は、都道府県医師会郡市医師会などに対し、本事業への協力要請を行うとともに、本事業を実施する施設に対し、連携体制を十分に整えるよう指導することとあるが、地方医師会に対しどのような協力要請を実施されていますか	・ご質問の国の実施要綱の規定は承知しております。本市では、市と医師会が一括して協定を結ぶ方式ではなく、医療機関以外の事業者が応募する場合は、それぞれの事業計画に基づき、個別・具体的に医療機関との連携体制を構築していただく方式を採用しております。 ・そのため、市から医師会に対し、本公募に関する一律の協力要請は行っておりません。応募にあたっては、各事業者において連携先の医療機関を確保していただく必要がございます。

連番	質問事項	質問内容	回答
8	研修について	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育事業実施要綱9研修において定められている研修の実施主体は都道府県又は市町村となっているが、本研修はどのように実施されていますか ・今後諫早市で実施されるご予定はありますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご質問の国の実施要綱に定められた研修につきまして、現時点で諫早市が主催する研修の開催予定はございませんが、有益な研修情報等があれば、適宜情報提供に努めてまいります。
9	諫早市における企業主導型の病児保育事業の必要性について	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期諫早市子ども・子育て支援事業計画において新たに病児保育事業を2施設開設する旨、当園としましても大変重要な取り組みであると認識しております。ただ当園としましては、企業主導型保育事業内で病児保育事業を実施していく事を検討しています。そうなった場合、諫早市において、当園の病児保育事業の必要性はいかがでしょうか。 ・企業主導型で実施するにあたり、市として利用者様へのお知らせなどは同等程度にお願いできるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1点目のご質問について、本市の「子ども・子育て支援事業計画」に基づき公募している病児保育事業は、市の補助を受けて実施いただく事業(地域型)を想定したものです。 ・ご検討されている企業主導型保育事業における病児保育は、国の制度に基づき実施されるものであり、本市の公募とは別の枠組みとなります。市内に病児保育を提供できる施設が増えることは、子育て支援の選択肢を広げ、利用者にとっての利益に繋がるものと考えております。 ・2点目の広報協力について、企業主導型であっても、市民が利用可能な施設であることには変わりはないため、市のいさはや子育てネット等ウェブサイトにおいて、市内保育施設に関する情報の一つとして、施設名、所在地、連絡先等を掲載することは可能かと存じます。 ・ただし、本市の公募を経て選定された施設(補助事業)と全く同じ広報内容・頻度をお約束するものではございません。具体的な掲載方法等については、開設後に別途ご相談ください。